



島根県報

令和4年4月1日(金)

第 299 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

知事の権限の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	(情報システム推進課)	2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(2件)	(高齢者福祉課)	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(2件)	(")	3
県営土地改良事業計画の変更	(農 村 整 備 課)	4
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水 産 課)	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	6
建築基準法の規定による道路の指定	(建 築 住 宅 課)	6

【公 告】

基本測量の実施	(技 術 管 理 課)	6
---------	-------------	---

【特定調達公告】

令和4年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	(道 路 維 持 課)	7
統合ファイルサーバシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争 入札の実施	(警 察 本 部)	7

【公安規則】

公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	10
---------------------------------	-----------	----

【正 誤】

令和3年4月9日付け島根県報第198号中	(税 務 課)	10
令和3年10月5日付け島根県報第249号中	(森 林 整 備 課)	11

公布された条例等のあらまし

◇知事の権限の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則（規則第57号）

1 規則の概要

地方自治法の改正による指定納付受託者制度の導入に伴う規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第58号）

1 規則の概要

島根県産業廃棄物減量税条例の規定により特別徴収義務者及び納税者が最終処分場ごとに毎日の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量等を記載する帳簿について、書面の保存等に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存等を行うことができることとした。（別表第1・別表第2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

知事の権限の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第57号

知事の権限の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を病院事業管理者に委任する規則（平成19年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

本則中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第58号

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）の項中「島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）」を「島根県産業廃棄物減量税条例（令和元年島根県条例第10号）」に改め、同表旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の項中

「旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）附則第6項」を「島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号）附則第7項」に改める。

別表第2島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）の項中「島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）」を「島根県産業廃棄物減量税条例（令和元年島根県条例第10号）」に改め、同表旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の項中「旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）附則第6項」を「島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号）附則第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 パーパス	訪問介護	ヘルパーステーション ・パーパス	出雲市姫原二丁目3-13	令和4年4月1日

島根県告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 泰和会	訪問介護	訪問介護事業所むりょ うじゅ	江津市敬川町296-6	令和4年4月1日

島根県告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 江田クリニック	訪問看護	訪問看護ステーション	出雲市今市町藤ヶ森2074	令和4年4月1日
	介護予防訪問看護	クローバー		

島根県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社L I F E C R E A T E	訪問看護	G r o w訪問看護ステ	出雲市塩冶町南町3-6-	令和4年4月1日
	介護予防訪問看護	ーション	5	

島根県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
中山・長福地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第253号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第254号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 平田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 御津加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第255号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 明見（追加）
- 2 土地の表示

昭和55年島根県告示第247号（明見区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱1号と8号を結んだ線、告示で指定した標柱7号と8号を結んだ線、告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号を結んだ線、標柱9号と10号を結んだ線及び告示で指定した標柱7号と次に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市須子町イ683番198	9号
〃 イ935番1	10号

島根県告示第256号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、松江県土整備事務所及び安来市役所に備えて一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

路 線 名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日 及び番号
	起 点	終 点			
区6-2号線	安来市黒井田町405番 1	安来市黒井田町657番 2	メートル 6.0	メートル 111.7	令和4年3月22日 第2号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

- 3 作業地域
島根県全域

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 物品等の名称、数量及び配車先
 - (1) 除雪グレーダ（3.1m級）2台 雲南県土整備事務所及び浜田県土整備事務所
 - (2) 除雪ドーザ（14t級、SAプラウ付）1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - 1(1)：株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10
 - 1(2)：コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1
- 5 落札金額
 - 1(1)：45,936,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 1(2)：21,780,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和4年1月28日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年4月1日

島根県警察本部長 池 田 宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
統合ファイルサーバシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 賃貸借期間
令和4年10月1日から令和10年9月30日まで
 - (4) 委託期間

契約の日から令和4年9月22日まで

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和4年4月15日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和4年4月15日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和4年4月15日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和4年4月26日（火）午前9時から同月27日（水）午後4時まで（同月26日午後5時から同月27日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和4年4月27日（水）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年4月27日（木）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月28日（木）午前11時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第2小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合（入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合を含む。）は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合（契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合を含む。）は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入

札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本件契約に係る予算が議決されない場合は、入札は行わないこととする。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Lease and introduction of integrated file server system, 1 set
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. April 26, 2022 to 4 : 00 p.m. April 27, 2022
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. April 27, 2022
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. April 27, 2022)
- (4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

公 安 委 員 会 規 則

公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

島根県公安委員会規則第8号

公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則（平成13年島根県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第79条第2項第1号」を「第79条第3項第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

令和3年4月9日付け島根県報第198号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第278号中	第56条の2第2項	第31条の3第2項
	島根県告示第279号中	地方税自治法施行令	地方自治法施行令

令和3年10月5日付け島根県報第249号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第597号中	安来市広瀬町布部2024 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）	安来市広瀬町布部2024（次の図に示す部分に限る。） （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）